



申10号新潟支社におけるワンマン運転の拡大に関する申し入れ 申12号新潟支社におけるワンマン運転の拡大に関する第2次申し入れ

一方的な施策実施ではなく、前広な情報提示を求める！

2月3日新潟地本は申10号新潟支社におけるワンマン運転の拡大に関する申し入れと申12号新潟支社におけるワンマン運転の拡大に関する第2次申し入れについて団体交渉を行いました。これは昨年7月に本部・本社間でワンマン運転拡大について新たな考えが示されたにも関わらず、現場においては具体的な説明がないことにより組合員、社員が不安に感じたため支社の考え方を示すように申し入れを行いました。

申10号申し入れ内容

1. 新潟支社において短編成でのワンマン運転の拡大を検討している時期、線区、車両を明らかにすること。
2. 新潟支社において中編成でのワンマン運転の拡大を検討している時期、線区、車両を明らかにすること。
3. 新潟支社において長編成でのワンマン運転の拡大を検討している時期、線区、車両を明らかにすること。
4. 回答は2019年11月29日までに行うこと。

申12号申し入れ内容

1. 新潟支社においてワンマン運転を拡大しない線区及び理由を明らかにすること。

会社側は「成案になり次第提案する」との回答であるものの、短編成に関しては現段階では只見線を除く全線区で列車の拡大を含め引き続き検討していくとしました。また、中長編成は検討課題にもなっていないとの認識を示しました。組合側からは短編成における線区の拡大においては、現場社員は設備が先行して整備されて行く実態を目の当たりにしている中で「別途提案」ではなく情報は前広に提供することを求め、会社側は「プレス前に情報は公開できない」としつつも、「経営協議会などどのような方法が可能か模索する」と回答しました。

